

施設・事業等種類、実務経験として認められる職種一覧表

※第32回社会福祉士国家試験『受験の手引』（2019年8月発行）からの抜粋です。

ア 指定施設における相談援助の業務の範囲

次の施設・事業において福祉に関する相談援助の業務に従事した者は、社会福祉士の実務経験を有するものと認められます。

児童分野		
児童福祉法	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
	児童相談所	児童福祉司
		受付相談員
		相談員
		電話相談員
		児童心理司、心理判定員
		児童指導員
		保育士
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員
		少年指導員（少年を指導する職員）
		個別対応職員
	児童養護施設	児童指導員
		保育士
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		職業指導員
	障害児入所施設 ・児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	里親支援専門相談員
		★児童指導員（※2）
		★保育士（※3）
		心理指導担当職員
	知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設（第一種、第二種）	児童発達支援管理責任者
		★児童指導員（※2）
	知的障害児通園施設	★保育士（※3）
		★児童指導員（※2）
	盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	★保育士（※3）
		★児童指導員（※2）
	肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療養施設	★児童指導員（※2）
		★保育士（※3）
	児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	児童指導員
		保育士
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
	重症心身障害児施設	★児童指導員（※2）
		★保育士（※3）
		心理指導員（心理指導を担当する職員）
		児童自立支援専門員
	児童自立支援施設	児童生活支援員
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		職業指導員
	児童家庭支援センター	相談員 （児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）
		★指導員（※1）
	障害児通所支援事業 （児童発達支援センターを除く）	★児童指導員（※2）
		★保育士（※3）
		児童発達支援管理責任者
		★障害福祉サービス経験者（※4）
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
		★児童指導員（※2）
		★保育士（※3）
		児童発達支援管理責任者
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
		★指導員（※1）
		★児童指導員（※2）
		★保育士（※3）
		児童発達支援管理責任者
		★障害福祉サービス経験者（※4）
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
		★訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）
	居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	児童発達支援管理責任者
		★訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）
	保育所等訪問支援事業を行う施設	児童発達支援管理責任者
		★訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）
	障害児相談支援事業	児童発達支援管理責任者
		相談支援専門員
	乳児院	児童指導員
		保育士
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		里親支援専門相談員
	指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの	★児童指導員（※2）
		★保育士（※3）
	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員

施設・事業等種類、実務経験として認められる職種一覧表（続き）

その他	利用者支援事業を行っている施設		相談援助業務を行っている職員
	児童デイサービス事業（障害児通園事業）		相談援助業務を行っている職員（相談員）
	地域生活支援事業	障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
	心身障害児総合通園センター		相談援助業務を行っている職員
	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業		相談援助業務を行っている職員
	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設		★児童指導員（※2） ★保育士（※3）
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関		スクールソーシャルワーカー

（※1）「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（※2）「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（※3）「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

（※4）「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

★印の職種のうち、介護福祉養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

高齢者分野			
	施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
介護保険法	介護保険施設	指定介護老人福祉施設 （指定地域密着型介護老人福祉施設を含む）	生活相談員 介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
		介護老人保健施設	支援相談員 相談指導員
			介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
		介護医療院	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
			介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
		指定介護療養型医療施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	地域包括支援センター		包括的支援事業に係る業務を行う職員（※5） （保健師、主任介護支援専門員等） （介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護業務、 ケアマネジメント支援、認知症初期集中支援推進事業に限る）
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 （指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む）		生活相談員 計画作成担当者
	指定通所介護を行う施設 （基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設（※6） 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含む）		生活相談員 生活指導員
	指定短期入所生活介護を行う施設 （基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含む）		生活相談員 生活指導員
	指定通所リハビリテーションを行う施設 （指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む） ※介護老人保健施設において実施されているものに限る		支援相談員
	指定短期入所療養介護を行う施設 （指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む） ※介護老人保健施設において実施されているものに限る		支援相談員
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設		オペレーター
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設		オペレーションセンター従事者
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 （指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む）		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 （指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む）		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	指定複合型サービスを行う施設		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設		生活相談員 介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	居宅介護支援事業を行っている事業所		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	介護予防支援事業を行っている事業所		担当職員
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所		担当職員

（※5）「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

（※6）「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

高齢者分野			
	施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
老人福祉法	養護老人ホーム		生活相談員 生活指導員
	特別養護老人ホーム （地域密着型特別養護老人ホームを含む）		生活相談員 生活指導員
	軽費老人ホーム （軽費老人ホーム（A型、B型） ケアハウスを含む）		生活相談員 生活指導員
	老人福祉センター （特A型、A型、B型）		相談・指導を行う職員
	老人短期入所施設		生活相談員 生活指導員
	老人デイサービスセンター		生活相談員 生活指導員
	老人介護支援センター （在宅介護支援センター）		相談援助業務を行っている職員
	有料老人ホーム		生活相談員
	高齢者総合相談センター		相談援助業務を行っている相談員
	生活支援ハウス （高齢者生活福祉センター）		生活援助員
その他	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） ・多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業		相談援助業務を行っている生活援助員
	サービス付き高齢者向け住宅		相談援助業務を行っている職員

施設・事業等種類、実務経験として認められる職種一覧表（続き）

障害者分野		
身体障害者福祉法	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	身体障害者福祉センター 〔身体障害者福祉センター（A型、B型） 在宅障害者デイサービス施設（身体障害者デイサービスセンター） 障害者更生センター〕	身体障害者に関する相談に応ずる職員
	点字図書館	相談援助業務を行っている職員
知的障害者福祉法	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員） 精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員） 精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）
	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー
障害者総合支援法	障害者支援施設	★生活支援員（※7） 就労支援員 サービス管理責任者
	地域活動支援センター	★指導員（※7）
	福祉ホーム	管理人
	身体障害者更生支援施設	身体障害者更生施設 〔肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設〕
		★生活支援員（※7）
		★生活指導員（※7）
		★生活支援員（※7）
		★生活指導員（※7）
	身体障害者療養施設	★生活支援員（※7）
		★生活指導員（※7）
		★生活支援員（※7）
		★生活指導員（※7）
		★生活支援員（※7）
	身体障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	★生活指導員（※7）
		★指導員（※7）
	身体障害者福祉工場	★指導員（※7）
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者福祉ホーム	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
	知的障害者更生施設 （入所、通所）	★生活支援員（※7）
		★生活指導員（※7）
	知的障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	★生活支援員（※7）
		★生活指導員（※7）
		★生活支援員（※7）
		★生活指導員（※7）
		★生活支援員（※7）
	知的障害者通所寮	★生活支援員（※7）
		★生活指導員（※7）
	生活介護を行う施設	★生活支援員（※7）
		サービス管理責任者
	自立訓練を行う施設 （機能訓練、生活訓練）	★生活支援員（※7）
		サービス管理責任者
	就労移行支援を行う施設 （認定就労移行支援を含む）	★生活支援員（※7）
		就労支援員
		サービス管理責任者
	就労継続支援を行う施設 （A型、B型）	★生活支援員（※7）
		サービス管理責任者
	就労定着支援を行う施設	就労定着支援員
		サービス管理責任者
		地域生活支援員
	自立生活援助を行う施設	サービス管理責任者
		相談支援専門員
	一般相談支援事業所	相談支援専門員
	特定相談支援事業所	相談支援専門員
	相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
	療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
	短期入所を行う施設 〔身体障害者短期入所事業 知的障害者短期入所事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員
		相談援助業務を行っている職員
		相談援助業務を行っている職員
		相談援助業務を行っている職員
		相談援助業務を行っている職員
	重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている職員
	共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
		相談援助業務を行っている職員
	共同生活援助を行う施設 〔精神障害者グループホーム 知的障害者グループホームを含む〕	相談援助業務を行っている職員
		相談援助業務を行っている職員
		相談援助業務を行っている職員
		相談援助業務を行っている職員
		相談援助業務を行っている職員
	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
	日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
		相談援助業務を行っている職員
		相談援助業務を行っている職員
		相談援助業務を行っている職員
		相談援助業務を行っている職員

（※7）「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

施設・事業等種類、実務経験として認められる職種一覧表（続き）

の の ぞ み の 図	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
の の ぞ み の 図	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員 相談援助業務を行っているケース・ワーカー
	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員
促 進 等 に 関 する 雇 用 の 法 律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
	障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者 就業支援担当者 生活支援担当職員
	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター 発達障害者雇用トータルサポーター
そ の 他	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
	精神障害アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者

その他の分野		
地 域 保 健 法	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
地 域 保 健 法	保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
		相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
医 療 法	病院・診療所	退院後生活環境相談員
		生活指導員
		生活指導員
		指導員 (作業指導員、職業指導員を除く)
生 活 保 護 法	救護施設	指導員 (作業指導員、職業指導員を除く)
	更生施設	指導員 (作業指導員、職業指導員を除く)
	授産施設	指導員 (作業指導員、職業指導員を除く)
	宿所提供施設	指導員 (作業指導員、職業指導員を除く)
自 立 支 援 法	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	主任相談支援員
	生活困窮者家計相談支援事業を行っている事業所	相談支援員
	生活困窮者家計相談支援事業を行っている事業所	就労支援員
社 会 福 祉 法	福祉事務所	家計相談支援員（家計相談支援員を含む）
		査察指導員（指導監督を行う職員）
		身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）
		現業員・ケースワーカー
		家庭児童福祉主事
		家庭相談員
		面接相談員
		婦人相談員
		母子・父子自立支援員、専任の母子相談員
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 (安心生活基盤構築事業)	専門員
	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員 相談援助業務を行っている職員 (主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他要援護者に対するものに限る。)
売 春 防 止 法	婦人相談所	相談指導員 判定員（心理・職能判定員） 婦人相談員
	婦人保護施設	生活指導員（入所者を指導する職員）
	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員、 母子相談員（母子の相談を行う職員）
刑 事 設 法	刑事施設	刑務官
		法務教官
		法務技官（心理） 福祉専門官

施設・事業等種類、実務経験として認められる職種一覧表（続き）

少年院法	少年院	法務教官 法務技官（心理） 福祉専門官
鑑別少年所法	少年鑑別所	法務教官 法務技官（心理）
更生保護法	地方更生保護委員会 保護観察所	保護観察官 保護観察官
更生保護事業法	更生保護施設	補導主任 補導員
労働者災害補償保険法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
難病の患者に対する医療等に関する法律	難病相談支援センター	難病相談支援員
その他	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員
	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員
	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
	就労支援事業を行っている事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業〕 〔実施要領に規定する事業〕	就労支援員
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
	熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
	自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 家計相談支援員
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
	厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行っている相談員

※ 上記「指定施設等における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務を行っている相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります。

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象になります。

5 現在廃止事業の分野	
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員 生活指導員
身体障害者福祉ホーム	管理人
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成 18 年 10 月～19 年 3 月〕	相談援助業務を行っている職員
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
知的障害者デイサービスセンター	指導員 生活指導員 相談援助業務を行っている職員
知的障害者福祉ホーム	管理人
身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業） 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、 身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、 聴覚幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不 自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害 者授産施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員
障害者デイサービスを行う施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業） 〔身体障害者デイサービス事業 知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員
経過的デイサービス事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成 18 年 10 月～19 年 3 月〕	相談援助業務を行っている職員
「障害者 110 番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） 高齢者向け優良賃貸住宅 高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等において実施する事業〕 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 〔高齢者世話付住宅において実施する事業〕	生活援助員
家庭支援電話相談（子ども・家庭 110 番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員
ヴェトナム難民収容施設 （日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行っている指導員
子ども家庭相談事業 〔児童センター 市に設置された児童館において実施する事業〕	相談援助業務を行っている相談員
乳幼児健全育成相談事業 〔保育所 乳児院において実施する事業〕	相談援助業務を行っている相談員
すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員